

請 負 工 事 檢 查 基 準

京 都 市 上 下 水 道 局

請負工事検査基準 目次

1	請負工事検査基準	1
2	別表第1 工事実施状況の検査留意事項	2
	(1) 土木工事	2
	(2) 建築工事（建築機械設備，建築電気設備共通）	3
	(3) 機械設備工事，電気設備工事	4
3	別表第2 工事の出来形，品質及び性能検査	5
1	土木工事（上水道編）	5
1-1	土木工事出来形検査の基準	5
1-2	土木工事品質検査基準	10
2	土木工事（下水道編）	12
2-1	土木工事出来形検査の基準	12
2-2	土木工事品質検査基準	18
3	建築工事（上下水道共通）	20
3-1	建築工事出来形，品質検査基準	20
3-2	建築機械設備工事出来形，品質，性能検査基準	22
3-3	建築電気設備工事出来形，品質，性能検査基準	24
4	機械設備工事（上下水道共通）	27
	機械設備工事出来形，品質，性能検査基準	27
5	電気設備工事（上下水道共通）	30
	電気設備工事出来形，品質，性能検査基準	30

1 請負工事検査基準

(目的)

第1条 この基準は、京都市上下水道局請負工事検査要綱（以下「検査要綱」という。）

第5条第2項の規定に基づき、請負工事の検査を行うために必要な基準を定めることにより検査の適切な実施を図ることを目的とする。

(適用)

第2条 この基準は、請負工事に係る完成検査、一部完成検査、部分検査及び確認検査に適用する。

(検査の内容)

第3条 検査の内容は、原則として実地で行うものとし、当該工事の出来高を対象として、設計図書並びに製作及び施工に係る承諾図（以下「設計図書等」という。）と対比して、施工状況、出来形及び品質等の検査を行い、その適否を判定するものとする。

(施工状況の検査)

第4条 施工状況の検査は、原則として出来形管理、品質管理その他の施工管理に関する各種の記録、写真等並びに機器の製作及び施工に関する各種の検査記録、写真等を参考とし、別表第1に掲げる事項に留意して、製作状況及び施工内容の適否を判定するものとする。

(工事の出来形、品質等の検査)

第5条 工事の出来形、品質等の検査は、設置位置、数量、出来形の形状寸法、品質、性能及び出来栄えについて設計図書等と対比し、別表第2に掲げる事項に基づきその適否を判定するものとする。この場合において、検査時において明視できない部分又は明視できても測定が困難であると判断される部分については、原則として工実施中の測定資料、出来形図面、規格及び材質検定書、検査試験成績書、写真等により適否を判定するものとする。

必要に応じ破壊検査、分解検査及び実運転を行うものとする。

(出来形部分の数量の確認)

第6条 工事の出来形部分の数量は、設計図書、出来形図及び出来形数量計算資料等により確認するものとする。

(検査合格の判定)

第7条 検査の結果、次の各号に掲げるときに合格と判定する。

(1) 出来形、品質及び数量が設計図書等に適合すると判定される場合は合格とする。

(2) 出来形の形状寸法等は設計図書等に適合しないが、性能及び構造に特に支障がないと判定される場合においては、その旨を当該検査員（検査要綱第2条に規定する検査員をいう。）の指名者と協議のうえ判定する。

附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

2 別表第1 施工状況の検査留意事項

(1) 土木工事

項 目	関 係 図 書	内 容	摘 要
総括	一般事項 契約図書 官公署等許認可関係書	確認，立会，指示，承諾，協議事項等の処理内容	設計書，図面及び仕様書（現場説明書，質問回答書を含む。） 承諾図
施工管理	施工計画及び工程管理 施工計画書 実施工程表	工程管理状況 工程進ちよく状況	仮設計画 土工計画 試験杭計画等
	施工管理 施工計画書 出来形管理図 工事打合せ書	出来形管理状況 施工処置状況	工事記録写真
	品質管理 品質管理 品質管理図 検査試験成績書 規格証明書等 機器材料搬入に関する書類 製品（工場）検査書類	品質管理状況 試験実施状況	試験施工 工事記録写真 見本品，カタログ
現場管理	安全管理 契約図書 関係法令	交通保安施設の整備， 交通整理の状況 安全管理施設の整備， 管理状況	
	現場管理	現場管理状況	
	書類整理	書類の提出，整理状況	
	工事記録 工事記録写真 工事日報・月報 工事記録	整理，編集状況 撮影箇所及び頻度	
	その他 工事完成図書		

(2) 建築工事（建築機械設備，建築電気設備共通）

項 目	関 係 図 書	内 容	摘 要	
総括	一般事項	契約図書 官公署等許認可関係書	確認，立会，指示，承諾，協議事項等の処理内容 設計書，図面及び仕様書（現場説明書，質問回答書を含む。） 承諾図	
施工管理	施工計画及び工程管理	施工計画書 実施工程表	工程管理状況 工程進ちよく状況	関連工事との調整
	施工管理	施工計画書 施工図，製作図 工事打合せ書	施工方法等 作成及び実施状況 施工管理状況	工事記録写真
	品質管理	検査試験成績書 規格証明書等 機器，材料，搬入報告書等 見本品，カタログ	試験実施状況 社内検査内容 規格，認定表示 品質管理状況 見本等の提出状況	工事記録写真
現場管理	安全管理	契約図書 関係法令	交通整理の状況 作業標識の整備状況 安全管理施設の整備， 管理状況	
	現場管理		現場管理状況	
	書類整理		書類の提出，整理状況	
	工事記録	工事記録写真 工事日報・月報 工事記録	整理，編集状況 撮影箇所及び頻度	
	その他	工事完成図書		

(3) 機械設備工事, 電気設備工事

項	目	関 係 図 書	内 容	摘 要
総括	一般事項	契約図書 機器設計製作図書 施工設計図 官公署等許認可関係書	確認, 立会, 指示, 承諾, 協議事項等の処理内容	設計書, 図面及び仕様書 (現場説明書, 質問回答書を含む。) 承諾図
施工管理	施工計画及び工程管理	実施工程表 工事旬報	工程管理状況 工程進ちよく状況	
	施工管理	機器設計製作図書 施工設計図 工事打合せ書		
	品質管理	検査試験成績書 機器材料搬入簿等	試験実施状況 品質管理状況	
現場管理	安全管理	契約図書 関係法令	安全管理施設の整備, 管理状況	
	現場管理		現場管理状況	
	書類整理		書類の提出, 整理状況	
	工事記録	工事記録写真 工事日報・月報 工事記録	整理, 編集状況 撮影箇所及び頻度	
	その他	工事完成図書		

3 別表第2 工事の出来形及び品質等の検査

1 土木工事（上水道編）

1-1 土木工事出来形検査の基準

検査対象	検査項目	検査方法	摘要
共通		<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則として実測による。ただし、施工済みの構造物との関連上実測できない等の場合は、施工管理記録（工事記録写真、工事記録、管理図等）により確認することができる。 	<p>構造物の伸縮継手、足掛け金物、配筋、漏水または浸入水管等のき裂、継ぎ手、仕上げ等の状態にも留意する。</p>
土工	基準高 幅 法長 延長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 線的なものは施工延長100m未満は2箇所以上、100m以上は100mにつき1箇所以上実測する。 ○ 面的なものは、施工延長200m未満は2箇所以上、200m以上は200mにつき1箇所以上測線を決定のうえ適宜実測する。 ○ 箇所単位のものとは適宜寸法表示箇所を実測する。 	<p>道路土工等線的なものの基準高は中心及び両端部等とする。</p> <p>ポンプ場、浄水場、配水池等で面的なものの基準高は測線上に適宜測点を選定する。</p> <p>法勾配にも留意する。</p>
基礎工 （砂、砂利、 碎石、栗石）	幅 厚さ 延長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 主に施工管理記録による。実測できる場合は適宜実測する。 	<p>（コンクリート基礎にも準用する。）</p>
ブロック積 （張）工 石積（張）工	基準高 高さ（又は法長） 厚さ 延長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基準高、高さ（又は法長）及び厚さは施工延長50m未満は2箇所以上、50m以上は50mにつき1箇所以上実測する。 ○ 裏込コンクリート、栗石は1,000mにつき1箇所以上実測する。 ○ 延長は施工延長を適宜実測する。 	<p>実測できない場合は、施工管理記録によるが裏込コンクリート等で記録に疑義のある場合は実測する。</p> <p>面積は、法長及び延長を展開図と適宜照合する。</p> <p>基礎工にも留意する。 （護岸工にも準用する。）</p>

検査対象	検査項目	検査方法	摘要
コンクリート擁壁工	基準高 幅 厚さ 高さ 延長	○ 基準高, 幅, 擁壁の厚さ及び高さ(又は法長)は施工延長 200 m 未満は 2 箇所以上, 200m 以上は 200m につき 1 箇所以上実測する。 ○ 延長は施工延長を適宜実測する。	実測できない場合は, 施工管理記録による。
コンクリート側溝工 (U型側溝) (L型側溝)	基準高 形状寸法 延長	○ 施工延長200m未満は 2 箇所以上, 200m 以上は 200m につき 1 箇所以上実測する。	延長は出来形平面図と適宜照合する。 目地, 勾配, 基礎工, 据付け状態, 蓋の並べ方, 及び種類別延長にも留意する。
吹付工 (コンクリート吹付工) (モルタル吹付工)	厚さ 法長 延長	○ 施工面積1000㎡未満は 2 箇所以上, 1000㎡以上は 1000㎡につき 1 箇所以上実測する。 ○ 法長及び延長を適宜実測する。	厚さはコアまたはせん孔によるが場合により施工管理用コアによることができる。 面積は法長及び延長を展開図と適宜照合する。
芝付工	法長(幅) 延長	○ 法長(幅), 延長を適宜実測する。	面積は法長, 延長を展開図と適宜照合する。 工法, 芝の種類, 植付状態(施肥, かん水等)にも留意する。
路盤工	基準高 幅 厚さ	○ 施工延長100m未満は 2 箇所以上, 100m 以上は 100 m につき 1 箇所実測する。	厚さ等実測できない場合は施工管理記録による。面積は幅及び延長を展開図と適宜照合する(部分的復旧の場合は適宜実施する。)
舗装工	基準高 幅 厚さ 平坦性	○ 基準高, 幅は施工延長 100m 未満は 2 箇所以上, 100m 以上は 100 m につき 1 箇所実測する。 ○ 厚さは, 施工面積5,000㎡未満は 2 箇所以上, 5,000㎡以上は5,000㎡につき 1 箇所以上コアにより実測する。 ○ 平坦性は, 場内については観察する。	厚さは, 原則として施工管理用コアによるが, 場合により検査時に採取する。 面積は幅及び延長を展開図と適宜照合する(部分的復旧の場合は, 適宜実施する。)

検査対象	検査項目	検査方法	摘要
基礎杭 (既製杭)	基準高 杭径及び杭長 偏心量 根入長	○ 主に施工管理記録による。実測できる場合は適宜実測する。	継手施工, 杭頭の処理状態にも留意する。 杭径, 杭長は, 搬入記録も参照
基礎杭 (場所打杭)	基準高 杭径及び杭長 偏心量 根入長	同上	鉄筋数量, コンクリート数量等は搬入記録も参照。垂直性, 配筋にも留意する。
管布設工	管径 延長 土被り	○ 管径は内径の変化点等で適宜実測する。 ○ 延長は原則として施工延長を実測する。	管の接合, 継ぎ手及び基礎工, 埋め戻しにも留意する。 土破り, 管径の実測ができない場合は, 施工管理録及び品質管理記録による。
弁, 栓類室 築造工	基準高 内法寸法 ブロックの据付 状態	○ 基準高は適宜実測する。 ○ 内法寸法は, 弁, 栓類室1箇所ごとに実測する。 ○ ブロックの据付状態を確認する。	基準高は弁, 栓類室蓋の天端高とする。
管推進工	管径 基準高 (管底高) 中心線の偏位 (水平方向) 延長	○ 管径は内径の変化点等で適宜実測する。 ○ 基準高は適宜実測する。 ○ 中心線の偏位は適宜実測する。 ○ 延長は原則として施工延長を実測する。	中心線の偏位は施工管理記録によることができるが, 場合により実測する。 小口径管は施工管理記録及び観察による。
シールド工	管径 基準高 (管底高) 一次覆工の設置 状態 中心線の偏位 (水平方向) 延長	○ 管径, 基準高は適宜実測する。 ○ 一次覆工の設置状態は, セグメントの破損, 組立状態を観察等により確認する。 ○ 中心線の偏位は適宜実測する。 ○ 延長は, 原則として施工延長を実施する。	二次覆工厚は, 施工管理記録を覆工計画と照合するが, 場合によりせん孔のうえ実測する。 中心線の偏位は施工管理記録によることができるが, 場合により実測する (一次覆工のみの場合にも準用する。)

検査対象	検査項目	検査方法	摘要
ポンプ場, 浄水場, 配水池 (池, 槽の主構造部)	基準高 幅 深さ (又は高さ) 長さ 厚さ	○ 1池 (又は1槽) について主要なる寸法表示箇所より適宜箇所決定のうえ, 実測する。	厚さ等実測できない場合, 又は実測が困難な場合は, 施工管理記録による。 同種構造物が複数ある場合は池の抽出による。 伸縮継手にも留意する。
ポンプ場, 浄水場, 配水池 (流出とい) (越流せき)	基準高 幅 厚さ 深さ 長さ	○ 適宜箇所決定のうえ, 実測する。	越流せき (堰) とは流出とい (樋) への越流せきを除く一般のコンクリートせき等を対象とする。
ポンプ場, 浄水場, 配水池 (開口部)	(ゲート用開口部等) 形状寸法 (搬出口等開口部) 形状寸法	○ 適宜箇所決定のうえ, 実測する。	永久開口部
ポンプ場, 浄水場, 配水池 (配管その他)	基準高 形状寸法 足掛け金物, 手摺等の設置状態	○ 適宜箇所決定のうえ確認する。 ○ 足掛け金物, 手摺等は設置状態を確認する。	手摺, 足掛け金物, 蓋類, 埋込み配管, 弁類, その他金属, コンクリート製品等。外観, 品質 (材質, 被覆溶接等) 据付け状態, 数量にも留意する。
連続地中壁工	基準高 厚さ 深さ 延長	○ 主に施工管理記録による。 ○ 延長等実測できるものは適宜実測する。	鉄筋数量, コンクリート数量等は搬入記録も参照。垂直性, 配筋にも留意する。
地盤改良工 (サンドドレーン工法)	基準高 サンドマット厚 サンドパイルの配置, 形状	○ 主に施工管理記録による。 ○ サンドマット厚は, 適宜掘削のうえ実測する。	資材の数量は, 搬入 (計量) 記録も参照 (ペーパードレーン, サンドコンパクションパイルに準用する。)
植栽工	樹木等の規格 形状 支柱材の形状寸法	○ 樹木, ささ類等の規格, 形状, 樹形, 植付け状態及び風除け支柱材の形状寸法, 取付け状態等を適宜確認する。	樹木等及び支柱の種類別の数量を確認する (植穴, 植付け状態, (客土, かん水等) 及び樹名札にも留意する。)

検査対象	検査項目	検査方法	摘要
その他構造物及び工種	工種に応じて 基準高 幅 高さ 深さ 厚さ 長さ等	○ 同種構造物ごとに適宜 決定のうえ実測する。	

備考

検査は、本基準により行うものとするが、必要に応じ、重要度に応じた項目，方法により行うことができるものとする。

1-2 土木工事品質検査基準

検査対象	検査項目	検査方法	摘要
共通	出来栄え	○ 主に観察による。 場合により実測する。	表面仕上げ，目地仕上げ， 通り，摺付け，全般的な外観 等
	建造物の機能	○ 主に観察及び作動による。	建造物又は設備等の性能 (池又は槽の漏水及び配管 内への浸入水の有無，配管の 勾配等)
	材料	○ 施工管理記録及び観察 による。 ○ 場合により実測する。	規格，品質，寸法等（品質 証明書，規格証明書，製品検 査試験成績書，試験成績書， 品質管理資料，工事記録写真 等）
土工	土質又は岩質 支持力又は密度	○ 施工管理記録及び観察 による。 場合により実測する。	土質，岩質を設計図書等と 対比
コンクリート工	コンクリート 鋼材の品質	○ 施工管理記録及び観察 による。 場合により実測する。	コンクリート，鋼材の強度 等の品質
基礎工及び 地盤改良工	支持力 上部建造物との 関係	○ 施工管理記録及び観察 による。	基礎の位置，上部との接合 状態等 支持力を設計図書等と対 比
	改良の範囲	○ 施工管理記録及び観察 による。	使用材料の品質，使用量， 施工状態改良効果
舗装工及び 路盤工	アスファルト使用 量，骨材粒度， 密度及び打設温 度	○ 採取済みのコア，施工管 理記録及び観察による。 場合により実測する。	部分的復旧の場合以外は， 原則として実測する。
	合成粒度 支持力または密 度	○ 施工管理記録及び観察 による。 場合により実測する。	
配管工	配管材料	○ 施工管理記録及び観察 による。 場合により実測する。	管類，セグメント，枅，直 壁等ブロック類の規格，品 質，寸法等
	裏込め注入	○ 施工管理記録による。	推進工，シールド工の裏込 めの配合，注入圧，注入量等 の施工状況

検査対象	検査項目	検査方法	摘要
ポンプ場, 浄水場, 配水池	コンクリート二次製品	○ 施工管理記録及び観察による。 場合により実測する。	PC桁, PC板, PC杭, 流出とい等の規格, 品質, 寸法等
	その他の製品	○ 施工管理記録及び観察による。 場合により実測する。	足掛け金物, グレーチング手摺, 鋼管杭越流せき, 鋳鉄管, FRP製品等の規格, 品質, 寸法等

備考

検査は, 本基準により行うものとするが, 必要に応じ, 重要度に応じた項目, 方法により行うことができるものとする。

2 土木工事（下水道編）

2-1 土木工事出来形検査の基準

検査対象	検査項目	検査方法	摘要
共通		<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則として実測による。ただし、施工済みの構造物との関連上実測できない等の場合は、施工管理記録（工事記録写真，工事記録，管理図等）により確認することができる。 	<p>構造物の伸縮継手，足掛け金物，配筋，漏水または浸入水管等のき裂，継ぎ手，仕上げ等の状態にも留意する。</p>
土工	基準高 幅 法長 延長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 線的なものは施工延長100m未満は2箇所以上，100m以上は100mにつき1箇所以上実測する。 ○ 面的なものは，施工延長200m未満は2箇所以上，200m以上は200mにつき1箇所以上測線を決定のうえ適宜実測する。 ○ 箇所単位のものとは適宜寸法表示箇所を実測する。 	<p>道路土工等線的なものの基準高は中心及び両端部等とする。</p> <p>終末処理場等で面的なものの基準高は測線上に適宜測点を選定する。</p> <p>法勾配にも留意する。</p>
基礎工 (砂，砂利， 碎石，栗石)	幅 厚さ 延長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 主に施工管理記録による。実測できる場合は適宜実測する。 	<p>(コンクリート基礎にも準用する。)</p>
ブロック積 (張)工 石積(張)工	基準高 高さ(又は法長) 厚さ 延長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基準高，高さ(又は法長)及び厚さは施工延長50m未満は2箇所以上，50m以上は50mにつき1箇所以上実測する。 ○ 裏込コンクリート，栗石は1,000mにつき1箇所以上実測する。 ○ 延長は施工延長を適宜実測する。 	<p>実測できない場合は，施工管理記録によるが裏込コンクリート等で記録に疑義のある場合は実測する。</p> <p>面積は，法長及び延長を展開図と適宜照合する。</p> <p>基礎工にも留意する。 (護岸工にも準用する。)</p>

検査対象	検査項目	検査方法	摘要
コンクリート擁壁工	基準高 幅 厚さ 高さ 延長	○ 基準高, 幅, 擁壁の厚さ及び高さ (または法長) は施工延長 200m未満は2箇所以上, 200m以上は200mにつき1箇所以上実測する。 ○ 延長は施工延長を適宜実測する。	実測できない場合は, 施工管理記録による。
吹付工 (コンクリート吹付工) (モルタル吹付工)	厚さ 法長 延長	○ 施工面積1000㎡未満は2箇所以上, 1000㎡以上は1000㎡につき1箇所以上実測する。 ○ 法長及び延長を適宜実測する。	厚さはコア又はせん孔によるが場合により施工管理用コアによることができる。 面積は法長及び延長を展開図と適宜照合する。
芝付工	法長 (幅) 延長	○ 法長 (幅), 延長を適宜実測する。	面積は法長, 延長を展開図と適宜照合する。 工法, 芝の種類, 植付状態 (施肥, かん水等) にも留意する。
路盤工	基準高 幅 厚さ	○ 施工延長100m未満は2箇所以上, 100m以上は100mにつき1箇所実測する。	厚さ等実測できない場合は施工管理記録による。 面積は幅及び延長を展開図と適宜照合する (部分的復旧の場合は適宜実施する。)
舗装工	基準高 幅 厚さ 平坦性	○ 基準高, 幅は施工延長100m未満は2箇所以上, 100m以上は100mにつき1箇所実測する。 ○ 厚さは施工面積5,000㎡未満は2箇所以上, 5,000㎡以上は5,000㎡につき1箇所以上コアにより実測する。 ○ 平坦性は, 場内については観察する。	厚さは, 原則として施工管理用コアによるが, 場合により検査時に採取する。 面積は幅及び延長を展開図と適宜照合する (部分的復旧の場合は, 適宜実施する。)
基礎杭 (既製杭)	基準高 杭径及び杭長 偏心量	○ 主に施工管理記録による。 実測できる場合は適宜実測する。	継手施工, 杭頭の処理状態にも留意する。 杭径, 杭長は, 搬入記録も参照
基礎杭 (場所打杭)	基準高 杭径及び杭長 偏心量	同 上	鉄筋数量, コンクリート数量等は搬入記録も参照。垂直性, 配筋にも留意する。

検査対象	検査項目	検査方法	摘要
管布設工・プレキャストカルバート工	管径 基準高（管底高） 中心線の偏位（水平方向） 延長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 管径は内径の変化点等で適宜実測する。 ○ 基準高は1スパンごとに適宜実測する。 ○ 中心線の偏位は適宜実測する。 ○ 延長は1スパンごとに実測する。 	<p>1スパンとは人孔間をいう。中心線の偏位は、施工管理記録によることができるが、場合により実測する。</p> <p>管の接合、継ぎ手及び基礎工、埋め戻しにも留意する。</p> <p>小口径管は施工管理記録及び観察による（取付管には適用しない。）。</p>
現場打ちカルバート工	基準高（管底高） 内法寸法 厚さ 延長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基準高は1スパンごとに適宜実測する。 ○ 厚さは適宜実測する。 ○ 延長は1スパンごとに実測する。 	<p>厚さ等実測できない場合は、施工管理記録による。</p>
管推進工	管径 基準高（管底高） 中心線の偏位（水平方向） 延長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 管径は内径の変化点等で適宜実測する。 ○ 基準高は1スパンごとに適宜実測する。 ○ 中心線の偏位は適宜実測する。 ○ 延長は1スパンごとに実測する。 	<p>中心線の偏位は施工管理記録によることができるが、場合により実測する。</p> <p>小口径管は施工管理記録及び観察による。</p>
シールド工	管径 基準高（管底高） 一次覆工の設置状態 中心線の偏位（水平方向） 延長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 管径、基準高は適宜実測する。 ○ 一次覆工の設置状態は、セグメントの破損、組立状態を観察等により確認する。 ○ 中心線の偏位は適宜実測する。 ○ 延長は、原則として施工延長を実施する。 	<p>二次覆工厚は、施工管理記録を覆工計画と照合するが、場合によりせん孔のうえ実測する。</p> <p>中心線の偏位は施工管理記録によることができるが、場合により実測する。</p>

検査対象	検査項目	検査方法	摘要
伏越し	(伏越し室) 基準高 内法寸法 厚さ	○ 1系列について主要なる寸法表示箇所より適宜箇所決定のうえ実測する。	厚さ等実測できない場合は、施工管理記録による。ゲート等の据付け作動状況にも留意する。
	(伏越し管) 管径 基準高(管底高) 中心線の偏位 (水平方向) 延長	同上	管布設工に準じる。
雨水吐き室 (越流せき)	基準高 形状寸法	○ 基準高(せき頂高)せき長、幅等寸法を実測する。	厚さ等実測できない場合は、施工管理記録による。
マンホール	基準高 深さ 内法寸法 厚さ 足掛け金物等	○ 基準高は適宜実測する。深さ及び内法寸法は、特殊なマンホールを除き、マンホール1箇所ごとに実測する。 ○ 厚さは適宜実測する。 ○ 足掛け金物、直壁等ブロック類、取付け管等の設置及び管口仕上げ、インバート仕上げの状態を確認する。	基準高は、マンホール蓋枠の天端高とする。 深さは、マンホール蓋枠の天端高と下流側管底高との差(マンホール深)とする。 厚さ等実測できない場合は、施工管理記録による。
ます築造工	形状寸法 (インバートを 含む。)	○ マンホール工に準拠する。	インバートは汚水ますについて適用する。 種類別のます箇數、管延長を出来形平面図、數量計算書と適宜照合する。
側溝・水路の 築造 及び改造工 プレキャスト U型側溝 据付工	基準高 形状寸法 延長	○ 基準高、形状寸法は、適宜実測する。 ○ 延長は施工延長を適宜実測する。	延長は出来形平面図と適宜照合する。 目地、勾配、基礎工、据付け状態、ふたの並べ方、及び種類別延長にも留意する。

検査対象	検査項目	検査方法	摘要
L型街渠敷設工	延長	○ 延長は施工延長を適宜実測する。	延長は出来形平面図と適宜照合する。
ポンプ場, 終末処理場 (池, 槽の主構造部)	基準高 幅 深さ (又は高さ) 長さ 厚さ	○ 1池 (又は1槽) について主要な寸法表示箇所より適宜箇所決定のうえ, 実測する。	厚さ等実測できない場合, 又は実測が困難な場合は, 施工管理記録による。 同種構造物が複数ある場合は池の抽出による。 伸縮継手にも留意する。
ポンプ場, 終末処理場 (流出とい) (越流せき)	基準高 幅 厚さ 深さ 長さ	○ 適宜箇所決定のうえ, 実測する。	越流せき (堰) とは流出とい (樋) への越流せきを除く一般のコンクリートせき等を対象とする。
ポンプ場, 終末処理場 (開口部)	(ゲート用開口部等) 形状寸法 (搬出口等開口部) 形状寸法	○ 適宜箇所決定のうえ, 実測する。	永久開口部
ポンプ場, 終末処理場 (配管その他)	基準高 形状寸法 足掛け金物, 手摺等の設置状態	○ 適宜箇所決定のうえ確認する。 ○ 足掛け金物, 手摺等は設置状態を確認する。	手摺, 足掛け金物, 蓋類, 埋込み配管, 弁類, その他金属, コンクリート製品等。外觀, 品質 (材質, 被覆溶接等) 据付け状態, 数量にも留意する。
連続地中壁工	基準高 厚さ 深さ 延長	○ 主に施工管理記録による。 ○ 延長等実測できるものは適宜実測する。	鉄筋数量, コンクリート数量等は搬入記録も参照。垂直性, 配筋にも留意する。
地盤改良工 (サンドレーン工法)	基準高 サンドマット厚 サンドパイルの配置, 形状	○ 主に施工管理記録による。 ○ サンドマット厚は, 適宜掘削のうえ実測する。	資材の数量は, 搬入 (計量) 記録も参照 (ペーパードレーン, サンドコンパクションパイルに準用する。)

検査対象	検査項目	検査方法	摘要
植栽工	樹木等の規格 形状 支柱材の形状寸法	○ 樹木, ささ類等の規格, 形状, 樹形, 植付け状態及び風除け支柱材の形状寸法, 取付け状態等を適宜確認する。	樹木等及び支柱の種類別の数量を確認する。 植穴, 植付け状態(客土, かん水等)及び樹名札にも留意する。
その他構造物及び工種	工種に応じて 基準高 幅 高さ 深さ 厚さ 長さ等	○ 同種構造物ごとに適宜決定のうえ実測する。	

備考

検査は、本基準により行うものとするが、必要に応じ、重要度に応じた項目、方法により行うことができるものとする。

2-2 土木工事品質検査基準

検査対象	検査項目	検査方法	摘要
共通	出来栄え	○ 主に観察による。 場合により実測する。	表面仕上げ，目地仕上げ， 通り，摺付け，全般的な外観 等
	構造物の機能	○ 主に観察及び作動による。	構造物又は設備等の性能 (池又は槽の漏水及び管内 への浸入水の有無，管の勾配 等)
	材料	○ 施工管理記録及び観察 による。 ○ 場合により実測する。	規格，品質，寸法等（品質 証明書，規格証明書，製品検 査試験成績書，試験成績書， 品質管理資料，工事記録写真 等)
土工	土質又は岩質 支持力又は密度	○ 施工管理記録及び観察 による。 場合により実測する。	土質，岩質を設計図書等と 対比
コンクリート工	コンクリート 鋼材の品質	○ 施工管理記録及び観察 による。 場合により実測する。	コンクリート，鋼材の強度 等の品質
基礎工及び 地盤改良工	支持力 上部構造物との 関係	○ 施工管理記録及び観察 による。	基礎の位置，上部との接合 状態等 支持力を設計図書等と対 比
	改良の範囲	○ 施工管理記録及び観察 による。	使用材料の品質，使用量， 施工状態改良効果
舗装工及び 路盤工	アスファルト使用 量，骨材粒度， 密度及び打設温 度	○ 採取済みのコア，施工管 理記録及び観察による。 場合により実測する。	部分的復旧の場合以外は， 原則として実測する。
	合成粒度 支持力又は密度	○ 施工管理記録及び観察 による。 場合により実測する。	
管布設工	管材料	○ 施工管理記録及び観察 による。 場合により実測する。	管類，セグメント，ます， 直壁等ブロック類，埋戻材， 基礎材の規格，品質，寸法等
	裏込め注入	○ 施工管理記録による。	推進工，シールド工の裏込 めの配合，注入圧，注入量等 の施工状況

検査対象	検査項目	検査方法	摘要
ポンプ場, 終末処理場	コンクリート二次製品	○ 施工管理記録及び観察による。 場合により実測する。	PC桁, PC板, PC杭, 流出とい等の規格, 品質, 寸法等
	その他の製品	○ 施工管理記録及び観察による。 場合により実測する。	足掛け金物, グレーチング, 手摺, 鋼管杭越流せき, 鋳鉄管, FRP製品等の規格, 品質, 寸法等

備考

検査は, 本基準により行うものとするが, 必要に応じ, 重要度に応じた項目, 方法により行うことができるものとする。

3 建築工事（上下水道共通）

3-1 建築工事出来形，品質検査基準

検査対象	検査項目	検査方法	摘要
共通	出来栄え	主に観察による。 場合により実測する。	工事の仕上げ，通り，全体的な外観及び構造物の形状等
	構造物の機能	観察及び作動による。 場合により実測する。	
	一般材料	観察及び品質証明書，品質管理資料，工事記録，写真等による。 場合により実測する。	規格，品質，寸法，数量
土工事	基準高	観察又は実測する。	
鉄筋コンクリート工事	調合強度，材料，仕上り，建入れ，配筋，断面寸法，打込材	規格証明書，試験成績書，計画配合表，社内検査書等及び観察による。 場合により実測する。	無筋コンクリート含む。
鉄骨工事	材料，製作所，接合部，建入れ	規格証明書，試験成績書，社内検査書等及び観察による。 場合により実測する。	
ブロック及びALCパネル工事	材料，配筋，長さ，高さ，目地，厚さ，仕上り状態	規格証明書，試験成績書等，及び観察による。 場合により実測する。	
防水工事	材料，押えコンクリート仕上り状態，伸縮目地	品質証明書，搬入数量等及び観察による。 場合により実測する。	
石工事	材料，形状寸法，仕上り状態，目地，清掃	観察による。 場合により実測する。	
タイル工事	材料，形状寸法，目地，仕上り状態，清掃	観察及び試験成績書による。 場合により実測する。	
木工事	材料，断面寸法，仕上り状態	観察による。 場合により実測する。	
屋根及び とい工事	材料，形状寸法，仕上り状態	規格証明書，品質証明書及び観察による。 場合により実測する。	

検査対象	検査項目	検査方法	摘要
金属工事	材料，形状寸法，仕上り状態，清掃	規格証明書及び観察による。 場合により実測する。	
左官工事	材料，仕上り状態	観察による。	
建具工事	形状，形状寸法，性能，建付け，数量，清掃	社内検査成績書，規格証明書，試験成績書等及び観察による。 場合により実測する。	ガラス工事を含む。
塗装工事	材料，仕上り状態，清掃	規格証明書等及び観察による。	
内装工事	材料，仕上り状態，天井高，形状	規格証明書等及び観察による。 場合により実測する。	
雑工事	材料，形状寸法，仕上り状態，数量，性能	規格証明書等及び観察による。 場合により実測する。	

備考

検査は，本基準により行うものとするが，必要に応じ，重要度に応じた項目，方法により行うことができるものとする。

3-2 建築機械設備工事

出来形、品質、性能検査基準

検査対象		検査項目	検査方法	摘要	
共通	機材	機器及び材料 種別 形状 品質 数量 機能	試験成績書及び観察による。 場合により計測する。	試験の方法は、JIS, HASS等に定めのある場合はそれによる。	
	施工	機器据付	据付け状態、位置、付属品の取付け状態	工事記録写真及び観察による。 場合により計測する。	
		配管	材料の種別 位置、勾配、支持状態、埋設状態 防火区画、防水層等の貫通部分の処置	工事記録写真及び観察による。 場合により計測する。 水圧、気密等の試験成績書及び観察による。	弁類、伸縮継手、可撓継手、水栓類、排水金具、三方弁装置、二方弁装置、電磁弁装置、トラップ装置、桝及び蓋等
		ダクト	材料の種別 形状、位置、支持状態、防振措置、耐震措置、防火区画の貫通部分の処置	工事記録写真及び観察による。 場合により計測する。	吹出口、吸込口、ダンパ類、たわみ継手、排煙口、操作箱、風量測定口等
		保温	施工種別、状態 防火区画の貫通部分の処置	工事記録写真及び観察による。 場合により計測する。	
		塗装	施工種別、膜厚 仕上り状態 名称標示	工事記録写真及び観察による。 場合により計測する。	
試験調整	空気調和設備工事 (換気設備) (排煙設備を含む。)	機器類の水量、風量の調整状態 各系統別水量、風量の調整状態 各室の風量の状態 (空気温湿度、水温及び電流等) 自動制御装置の調整状態 (制御、監視、記録及び作動) 室内環境状態 (温湿度、気流、騒音等) 運転状態	試験成績書及び観察による。 場合により計測する。		

検査対象		検査項目	検査方法	摘要
試験調整	給排水衛生設備工事 ガス設備工事	機器類の水量, 温度の調整状態 制御装置の調整状態 運転状態	試験成績書及び観察による。 場合により計測する。	給水, 排水, 給湯, 消火等
	昇降機設備工事	制御, 安全装置等 耐震装置 運転状態	試験成績書及び観察による。	エレベーター ダムウェータ

備考

検査は、本基準により行うものとするが、必要に応じ、重要度に応じた項目、方法により行うことができるものとする。

3-3 建築電気設備工事

出来形，品質，性能検査基準

検査対象		検査項目	検査方法	摘要
機 器 製 作	共通	製作一般 分電盤 制御盤 照明器具類 電話交換器 弱電機器類 〔電気時計〕 拡声器 インターホン テレビ共同受信 火災報知器	○ 検査の方法は，JIS，JEC，JEMによるものとし，あらかじめ検査職員の指示または承諾した方法により実施する。ただし，工場検査を実施したものについては，検査試験成績書により確認を行うが，細部にわたる内容については，適宜確認を省略してもよい。 ○ 工場検査を実施しない機器については，製作工場の検査試験成績書または公的機関の検査合格証の確認を行う。	
	盤類	外観，寸法 構造 動作 絶縁抵抗 絶縁耐力 シーケンス その他	○ JIS，JEC，JEMによる。	
	照明器具類	外観，寸法 構造 点灯 防水 温度上昇 切替動作 絶縁抵抗 その他	○ JIS，JILによる。	
	電話交換機	外観，寸法 直流絶縁抵抗 直流耐電圧 直流出力電圧調整 相互通話 その他	○ 観察による。	公衆電気通信法

検査対象		検査項目	検査方法	摘要	
機器製作	通信機器類	外観, 寸法 構造 絶縁抵抗 耐電圧 動作 温度上昇 その他	○ J I S, 消防法, B L, B T Sによる。		
	その他機器	外観, 寸法 構造 性能 その他	○ 各種規格に定める試験方法による機能試験成績書等による。		
施工	屋内配線	金属管配線 合成樹脂管配線 可とう電線管配線 金属ダクト配線 フロアダクト配線 金属線及び配線 合成樹脂線及び配線 バスダクト配線 ケーブル配線	材質, 寸法, 形状 関係法令の遵守 埋込み方法, 支持 状態 屈曲, 分岐部の施工 状態 付属材料との取 合い 接地状態 通線, 配線の処理 状態 立上げ, 引下げ個 所の支持, 防護処 理	○ 主に観察による。 ○ 場合により計測する。	J I S 電気用品安全法 電気設備技術基 準 内線規程
		電灯設備	盤, 器具等の種別, 品質, 形状, 機能, 取付状態	○ 主に観察による。 ○ 場合により計測する。	
		動力設備	制御盤等の種別, 品質, 形状, 機能, 取付及び据付状態	○ 主に観察による。 ○ 場合により計測する。	
		避雷設備	材料等の規格, 形状, 材質及び接続, 取付, 接地極布状態	○ 主に観察による。 ○ 場合により計測する。	
		電話設備	機材(端子盤含む)の種別 品質, 形状, 機能, 取付及び据付状態	○ 観察による。	公衆電気通信法

検査対象		検査項目	検査方法	摘要
施	電気時計，拡声設備	機器の種別，品質，形状，機能，取付及び据付状態	○ 観察による。	消防法適合マーク（非常警報設備）
	テレビ共同受信設備	機器の種別，品質，形状，機能，取付及び据付状態	○ 観察による。	
工	火災報知設備（防火，排煙設備を含む。）	機器の種別，品質，形状，機能，取付及び据付状態	○ 観察による。	消防法適合マーク

備考

検査は，本基準により行うものとするが，必要に応じ，重要度に応じた項目，方法により行うことができるものとする。

検 査 対 象		検 査 項 目	検 査 方 法	摘 要
施	据 付	外観，寸法，位置， 方向及び平行度 運転操作及び管理 性 軸心の平行度及び 芯ずれ 関連機器の配管及 び配線等の取り合 せ状況 基礎部の据付及び 接続状況 安全施設及び管理 用施設の設置状況 維持管理上の動線 確保 銘板及び付属品等	○ 据付は，設備工事にかかわる機器の性能及びプラントとしての総合的機能を発揮し得る施工状況か否かを，工事記録写真，芯出表等及び観察により検査し，場合により計測する。	設計図書，承諾図と対比して適切か。以下同じ。
	基礎コンクリート	コンクリートの品質，形状寸法 床面との定着状況 排水勾配，モルタルの密着 仕上り状況	○ 工事記録写真及び観察による。 場合により計測する。 試験成績書の確認。	モルタルを含む
	保 温 及 び 防 音	施工箇所，材料，寸法 仕上り状況	○ 工事記録写真及び観察による。 ○ 場合により計測する。	
	塗 装	塗装材料及び膜厚状況 機器の名称標示 配管の色分け，名称及び矢印等の標示 塗装面のさび落とし及び仕上り状況	○ 工事記録写真及び観察による。 ○ 場合により計測する。	
工				

検査対象		検査項目	検査方法	摘要
施 工	配管	配管材料 配管レベル, 地盤沈下の対策状況 基礎及び支持金具の設置状況 継手部の漏洩 分解作業の容易性	○ 工事記録写真及び観察による。 ○ 場合により計測する。	
	運転状態	関連機器との取り合い, プラントとしての運転及び作動状態 連続運転状態 負荷電流 各部温度上昇 騒音 振動 保護装置 潤滑及び給脂状況 漏洩 準拠規格との適合性 関連法令との適合性	○ 据付された機器の運転又は作動は, プラントとして維持管理する場合において, 技術的, 総合的に適切か否かを, 主に観察により検査し, 場合により測定する。	設計図書, 承諾図, J I S又はこれに準じる規格と対比して適切か。

備考

検査は, 本基準により行うものとするが, 必要に応じ, 重要度に応じた項目, 方法により行うことができるものとする。

5 電気設備工事（上下水道共通）

電気設備工事出来形，品質，性能検査基準

検査対象		検査項目	検査方法	摘要	
機 通 器 製 作	共通	受変電設備 自家発電設備 特殊電源設備 運転操作設備 計装設備 監視制御設備	製作一般	○ 検査の方法は，JIS，JEC，JEMによるものとし，あらかじめ検査職員の指示または承諾した方法により実施する。ただし，工場検査を実施したものについては検査試験成績書により確認を行うが，細部にわたる内容については，適宜確認を省略してもよい。 ○ 工場検査を実施しない機器については，製作工場の検査試験成績書又は公的機関の検査合格証の確認を行う。	設計図書，承諾図と対比して適切か。
	盤類	外観，寸法検査 構造検査 動作試験 絶縁抵抗試験 絶縁耐力試験 シーケンス試験 その他	○ JIS，JEC，JEMによる。		
	回転機器類	外観，寸法検査 構造検査 巻線抵抗測定 絶縁耐力試験 無負荷試験 温度上昇試験 その他	○ JIS，JEC，JEMによる。	ディーゼルエンジンを含む。	
変圧器類	外観，寸法検査 構造検査 巻線抵抗測定 極性及び角変位試験 インピーダンス試験 温度試験 絶縁耐力試験 その他	○ JECによる。			

検査対象		検査項目	検査方法	摘要
機 器 製 作	開閉器類	外観，寸法検査 構造検査 開閉試験 絶縁耐力試験 その他	○ JECによる。	
	工業計器類	外観，寸法検査 構造検査 精度測定 その他	○ JISによる。	
	監視制御備機器類	外観，寸法検査 構造検査 動作試験 絶縁抵抗試験 絶縁耐力試験 その他	○ JIS，JEMによる。	
	その他機器	外観，寸法検査 構造検査 性能試験 その他	○ 各種規格に定める試験方法による機能試験成績書等による。	
施 工	一	般 運転操作及び管理 上から見た機器据 付状況 電線路の状況 据付後の動作状態	○ 原則として，電気設備技術基準及び内線規程等によるものとするが，特記仕様書等により指示されているものについては，これによるものとし，観察，計測又は測定により確認を行う。	設計図書，承諾図と対比して適切か。
	共 通	据 付 外観，寸法，位置方向，水平度等の状況 付属品等の位置，組立状況 関連機器，電線路等の組合せ，基礎との組合せ，アンカーボルトの状況 安全施設，管理用施設の設置状況 銘板，銘柄，付属品等の確認 接地状況	○ 主に観察による。 ○ 場合により測定する。	電気設備技術基準

検査対象		検査項目	検査方法	摘要	
施 共 工 通	基礎	基礎コンクリート	コンクリートの品質, 形状, 寸法, 床面との定着状況 排水勾配	○ 主に観察による。 ○ 場合により測定する。	モルタルを含む。
		保温及び防音	施工個所, 材料, 寸法 仕上り状況	○ 主に観察による。 ○ 場合により測定する。	
		塗 装	機器の名称標示 配管の色分け, 名称, 矢印等の標示 塗装面のさび落とし及び仕上り状況 膜厚の状況	○ 主に観察による。 ○ 場合により測定する。	
	屋 内 配 線 ・ 屋 外 配 線 ・ 電 線 路 ・ 光 フ ァ イ バ ケ ー ブ ル 配 線	屋内配線・屋外配線・電線路・光ファイバケーブル配線	材質, 形状, 寸法関係法令との抵触の有無 埋込み方法及び支持状況 屈曲, 分岐箇所の施工状況 付属材料との取合せ状況 接地状況 通線, 整線状況 立上り, 引下げ箇所の支持, 防護処置等の状況	○ 主に観察による。 ○ 場合により測定する。	J I S, 電気用品安全法 電気設備技術基準 内線規程
		試 験	接地抵抗 絶縁抵抗 絶縁耐力 継電器 動作	○ 測定による。	官庁立会検査 電気設備技術基準及び関係諸規格
		機 器 運 転	無負荷, 実負荷運転による機器の動作状態及び性能 自動, 手動, 連動, 単独, 現場及び中央での運転状態	○ 主に観察による。 ○ 場合により測定する。	

	検査対象	検査項目	検査方法	摘要
施	受変電設備 特殊電源設備 運転操作設備	据付, 組立 電線, ケーブル等配 線材料の使用状況 電線, ケーブルの引 込み, 引出し状況及 び端末処理状況 盤内等現場施工個 所の施工状況	○ 主に観察による。 ○ 場合により測定する。	
	自家発電設備 発電機 原動機 関連配電盤	据付, 組立 防震, 台床, エキスパンシ ョン等の据付状況 発電機, 原動機の芯 出状況 電線管, 配線材料の 使用及び施工状況 空気配管, 油配管等 の使用及び施工状 況 補機類の使用及び 施工状況 消防関係法令との 適合性	○ 主に観察による。 ○ 場合により測定する。	盤関係につ いては受変電 設備と同じ。
	監視制御設備 監視盤 操作盤 継電器盤	据付, 組立 監視制御目的との 適合性 盤相互間の配線材 料の使用及び施工 状況 計器類等, 現場取付 機器の取付状況	○ 主に観察による。 ○ 場合により計測又は 測定する。	
工	計装設備	据付, 組立 計装機器の据付状 況(動作上支障の有 無) 配線材料の使用状 況及び機器接続箱 等の配線状況 導圧管, 供給空気配 管の使用及び施工 状況	○ 主に観察による。 ○ 場合により測定する。	

検 査 対 象		検 査 項 目	検 査 方 法	摘 要
屋 内 配 線 ・ 電 線 路	金属管工事 合成樹脂管工事 可とう電線管 工事	埋込部貫通部等の 施工状況 プルボックス等付 属材料の使用及び 施工状況 プルボックス等ボ ックス内での電線, ケーブルの接続状 況 負荷, 開閉器等の接 続状況	○ 主に観察による。 ○ 場合により測定する。	
	金属ダクト工事	電線, ケーブルの支 持物, 点検孔等の施 工状況 金属管等との引込 み, 引出し部分の施 工状況 電線, ケーブルの支 持状況及びほう縛 材等の使用状況	○ 主に観察による。 ○ 場合により測定する。	
	ケーブルラッ ク工事	ケーブルラックの 使用及び施工状況 ケーブルラックの 分岐箇所ラックエ ンド箇所等の施工 状況 ケーブルの整線状 況及びほう縛材等 の使用状況	○ 主に観察による。 ○ 場合により測定する。	
屋 外 配 線 ・ 電 線 路	地 中 電 線 路	埋設管, トラフ等の 使用及び施工状況 マンホール, ハンド ホールの施工状況 マンホール, ハンド ホール内でのケー ブル布設状況	○ 主に観察による。 ○ 場合により測定する。	

検査対象		検査項目	検査方法	摘要
施 工	屋外配線・電線路	ケーブル埋設標示物, 埋設標柱の使用及び施工状況		
		架空電線路	支持物の装柱状況 支線, 支柱等の設置状況	○ 主に観察による。 ○ 場合により測定する。
		光ファイバケーブル配線	支持止め間隔の施工状況 接続の施工状況	○ 主に観察による。 ○ 場合により測定する。

備考

検査は、本基準により行うものとするが、必要に応じ、重要度に応じた項目、方法により行うことができるものとする。